

令和6年度 Startup の聖地 SAGA 推進事業
「Startup Ecosystem SAGA」業務委託仕様書

第1 目的

県内経済の持続的な成長と発展には、市場環境の変化に応じた製品やサービスの創出に積極的に挑戦することが不可欠であるものの、人口や経済規模といった母数の小ささ故に、起業や創業を志す方々も、それらを支援する方々も、都市部と比べて数が限られているのが現状である。

このため、県内で何か新しいことにチャレンジしたい起業家や起業志望者を積極的に掘り起こし、これらのシードに対して、ビジネスプランのブラッシュアップや資金調達の支援及びオープンイノベーションの推進、さらにはアワード受賞等によるプレゼンスの確立や、IPO 及び M&A による出口戦略に至るまでを重点的に支援する Startup の聖地 SAGA 推進事業「Startup Ecosystem SAGA」を実施する。

このことを通じて、「佐賀は先進的かつ創造的であり、世界を目指せる起業環境がある」と、県内・外の起業家人材から起業の場として選択される「Startup の聖地」を目指す。

第2 業務内容

次に掲げる業務に取り組むこととし、事業の目的達成に向けた具体的な提案を盛り込むこと。なお、業務効率化の観点から、WEB 会議ツール等の活用も検討すること。

1 起業家及び起業志望者の掘り起こし

県内で何か新しいことにチャレンジしたいという想いを持つ層を掘り起こし、2以下のプログラムへの参加を促す。

起業家及び起業志望者の掘り起こしの方法は、セミナーやイベント等の開催の他、個々の候補者等への説明・協議や関係の企業・団体等への依頼・要請、さらには他所で行われるイベント等の共催・参画・出展など、受託者の知見やリソース、チャンネルを活用し、実効性のあるものを実施すること。

起業家及び起業志望者の掘り起こしを目的としたイベントを、2に掲げる交流会及び4に掲げる連続セミナー・プログラムとあわせて委託事業実施期間中に8回以上、行うこと。

また、本事業の認知度を高めるとともに機運醸成を図るため、「SAGA INNOVATORS TALK LIVE 2024Summer (仮称)」(令和6年7月から9月の間に平日1日を想定)内で、4のアクセラレーション・プログラム公募に係るキックオフイベントを開催すること(当日は本県の産業DX推進に係るイベント等と同時開催を予定しており、運営者間で連絡調整の上、その内容を踏まえたイベントを企画・運営すること。日時や会場の詳細については別途通知する。また、「キックオフ」と呼称しているが、必ずしも上記イベントよりも事前に行うことを要せず、むしろ小規模なイベント等を先行して開催し、一定の機運が醸成された後に、同キックオフイベントを行うことが望ましい)。

なお、実施に当たっては以下の点に留意すること。

- (1) 県内の商工団体や金融機関、佐賀県産業イノベーションセンター、佐賀県産業スマート化センター、佐賀大学、さが HR ラボ、佐賀県よろず支援拠点、佐賀市産業支援相談室、鳥栖市産業相談支援室などの支援機関と相互に協力して運営する体制を構築すること。
- (2) 別途、佐賀県産業イノベーションセンターに配置するスタートアップコンシェルジュ

についても、県内シードの発掘・育成を担うこととしており、相互に連携・協力のうえ、取り組むこと。

- (3) イベント等を行う場合は、その講師の選定について地域人材の活用も検討すること。
また、講師や参加者同士が円滑なコミュニケーションを図れるよう、ツールの活用も検討すること。

2 起業家及び起業志望者の対外交流やコミュニティ形成、チーム形成支援

起業家及び起業志望者並びに新規事業者が、県内企業や県外の起業家等との交流やコミュニティ形成を通じて、自身のビジネスモデルに対する深耕や事業会社等との協業・連携に繋がる取組を行う。取組の内容は、受託者の知見やリソース、チャネルを活用し、実効性のあるものを実施すること。

起業家のチーム形成を支援するため、オンライン・オフライン問わず起業家同士が気軽に交流できる場を創出し、コーディネーターとして起業家同士の繋ぎ合わせやチーム形成に必要な人材や機関等との引き合わせ、相談等に応じること。参加者は当年度プログラム採択者だけでなく、過去の Startup Launch 事業化補助事業をはじめとした県のスタートアップ支援プログラムの採択者や支援者、関係者など（以下、「各種プログラム採択者等」という）が活用できるものとする。令和6年5月から令和7年2月までの期間、月に1回程度、毎回1時間程度を目安にチーム形成のための交流の場を創出すること。

また、各種プログラム採択者等との交流会を、1に掲げるイベント並びに4に掲げる連続セミナー・プログラムとあわせて委託事業実施期間中に8回以上、起業家のチーム形成を支援するためのイベントを2回以上行うこと。

なお、実施に当たっては、以下の内容を盛り込むこと。

- (1) 主に地場企業を対象に協賛企業を募り、新規事業担当との接点構築を促すこと。
- (2) 第一線で活躍する起業家等との交流や、最新のスタートアップ情報やビジネスモデルを紹介する場を定期的に設定すること。
- (3) 様々なビジネスモデルや企業課題を集約する場をつくり、新規事業創出を促す環境を創出すること。

3 創業・スタートアップ関係イベント等の情報集約及び可視化・共有

県が実施する他のスタートアップ支援事業の受託者の他、県内の商工団体や金融機関、県内市町等が行う創業・スタートアップをテーマにしたセミナー、ワークショップ等の情報収集に努め、関係者間での共有や一元的な情報発信を行うとともに、シードの発掘に活用すること。なお、これらの実施に当たっては、ウェブページや SNS（Facebook ページや佐賀県が支援している起業家や支援者等が参加する Slack のスレッド等）を積極的に活用すること。

4 アクセラレーション・プログラムの企画・運営

1～3で掘り起こした起業家及び起業志望者を主な対象とし、これらに県内で意欲的な事業活動に取り組んでいる企業関係者等も交えながら、ビジネスプランのブラッシュアップや事業活動等に必要な様々な知識・スキルの付与、外部メンター等による個別指導、ビジネスパートナーとの接点構築などを通じて、起業家等の育成と実効性ある事業計画の立案・策定を支援する。

アクセラレーション・プログラムの内容は、セミナーやイベント等の開催の他、個々の

参加者への個別指導、パートナー等の個別の斡旋・紹介・マッチング、参考となる地域や企業等を題材としたフィールドワーク、いわゆる「ラボ」や「ハブ」などの場や拠点、窓口等の開設・運営など、受託者の知見やリソース、チャンネルを活用し、実効性のあるものを実施すること。

(1) 支援する県内スタートアップ等の募集及び選定

募集にあたっては、1～3で掘り起こした起業家及び起業家志望者を中心に応募者を10名程度確保すること。また、支援する県内スタートアップ等は5社程度とし、募集及び選定について以下のとおり行うこと。

① 募集から選定までのスケジュール管理

募集から選定までの期間において、その後の事業実施に影響の無いようスケジュールを管理し運営を行うこと。

② 県内スタートアップ等が提出する資料（エントリーシート等）の検討及び作成

募集においては、支援を行うにあたり必要となる情報や審査の判断材料となる情報を漏れなく記載させるためのエントリーシート等を検討し、作成すること。

③ 選定のための審査会の運営

支援する県内スタートアップ等を決定するために審査基準を定め、審査会を企画、運営すること。

(2) 県内スタートアップ等選定後のフォローアップ等について

選定された県内スタートアップ等とコミュニケーションを取りながら、業務が円滑に遂行されるよう綿密なフォローアップを行うこと。

また、ワークショップ及びハンズオン支援を含めた連続セミナー・プログラムを、1に掲げるイベント並びに2に掲げる交流会と合わせて委託事業実施期間中に8回以上、行うこと。各イベントへの参加者数として、20名程度を確保することを目標とし、実施に当たっては以下の点に留意すること。

① セミナー等の講師やメンタリング、モニタリングに当たっては、地域人材の活用も検討すること。

② スタートアップとの協業に意欲的な県内企業等にも幅広く参加を促し、これら企業が協業相手となるスタートアップを募る場を設けるなど、起業家と県内企業との接点構築、協業機会の創出に努めること。

③ 県内の商工団体や金融機関はもとより、佐賀県産業イノベーションセンターや佐賀県ベンチャー交流ネットワーク、佐賀県産業スマート化センター、マイクロソフト AI & イノベーションセンター佐賀等とも十分な連携を図り、その機能や施設の効果的活用を努めること。

④ 希望があれば、県外で開催されるピッチイベントやスタートアップに関係する施設を視察させるなど、参加者のモチベーション向上を図ること。

5 「SAGA INNOVATORS TALK LIVE 2025Spring（仮称）」に向けたプログラム実施、イベント協力

別途、県では、アクセラレーション・プログラムの成果の発信及びこれらと金融機関など資金供給側とのマッチングや、県内・外の中堅企業等とのオープンイノベーションの推進、産業DX推進施策の成果発表等を目的に、起業家等がショートプレゼン（ピッチ）を行い、資金提供や協業相手、実証事業の場などを募るピッチイベントを盛り込んだ「SAGA INNOVATORS TALK LIVE 2025 Spring（仮称）」の開催を令和7年3月に予定している。

当該イベントは、従来、スタートアップ関係個別指導プログラムを対象に毎年度末、開催してきた DEMODAY としても位置づけることを念頭においており、受託者は、4で育成した起業家等が当該イベントでの成果発表を行うことを念頭にプログラムを実施することとし、当該イベントの開催に関しては、主催者と連絡調整の上、別途、県が取り組むスタートアップ支援向けの個別指導プログラム（Startup Boost SAGA・Startup Connect SAGA・Startup Promote SAGA・Startup Assign SAGA）の受託者と連携して開催に協力すること。

6 各種アワード等の受賞支援及び IPO や MA も視野に入れた出口支援

4で育成した起業家等が、その対外プレゼンスの確立とそのことを通じた一層の事業拡大に資するため、九州規模・全国規模の各種アワード等へのエントリーを支援すること。対象とするアワードやコンテスト等は、その受賞が企業の販路拡大や資金調達、ビジネスパートナーの発掘等に十分に資すると期待されるものであること。

また、4で育成した起業家等の成長ステージに応じて、IPO や M&A も視野に入れた支援を行うこと。

第3 事業の企画立案・実施に係る留意事項

(1) イベント等の実施について

- ・ 参加者のとりまとめ、講師との調整やセミナー・イベント等の運営に必要な業務、備品・消耗品等の調達、運営スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、当日の開催記録等については、全て受託者の責任において行うこと。
- ・ イベントに対する事前・事後の問合せ対応など運営事務も担うこと。
- ・ 起業家・起業志望者や支援者等の幅広い参加を募るため、当事業の一環として開催するイベント等には原則として無料で参加できるものとする。こと。（なお、当該イベント等に付随して、別に時間を設けて行われる任意参加の懇親会等についてはこの限りではない。）

(2) 広報について

- ・ セミナーやイベント等の開催に当たっては、より多くの参加者を募るため、事前に一定以上の周知期間を確保するとともに、ポスターやチラシ等の制作や各種広報媒体の積極的活用、県内事業所等への個別訪問なども行うこと。なお、チラシについては県が別途作成する送付リストなどを参考に、広報効果の高いと思われる機関に対し受託者が印刷から発送までを責任を持って行うこと。
- ・ インターネット上に、当事業専用のランディングページを設けるとともに、SNS（Facebook ページや佐賀県が支援している起業家や支援者等が参加する Slack のスレッド等）を活用し、事業の実施状況のきめ細かな周知・広報に努めること。

(3) 外部の機関との連携及び外部人材の活用

- ・ 当事業は県内における創業・スタートアップのいわば「苗床」となる仕組みを、地域の関係者の幅広い理解と協力の下、実効性があり、かつ持続可能なものとして構築していくことを目指している。受託者においても、こうした趣旨を踏まえ、地域の関係機関等との幅広い連携や活用に努めること。
- ・ 上記の趣旨から、セミナー等での講義・講演の他、個々の起業家等への相談・助言やモニタリング等に当たっては、地域人材を中心とし、外部人材を活用することも妨げないが、これらに対する謝金等の額は、受託者側の内部規定など一定の根拠に基づいて節度ある範囲で定めること。

(4) 感染症防止への対応について

- ・ 事業の実施にあたっては、感染防止対策を講じること。

第4 守秘義務

受託者は、業務に当たり知り得た企業秘密等を他に漏らしてはならない。

第5 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を冊子及びデータで提供するものとする。

第6 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

第7 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- (2) 受託者は、事業の実施状況について適宜佐賀県産業 DX・スタートアップ推進グループに報告する。
- (3) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、佐賀県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (4) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (5) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (6) 本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、県に帰属するものとする。
- (7) 本業務の委託料には、プログラム実施等に要する会場使用料及び連携する他の事業（SAGA INNOVATORS TALK LIVE 内で行う「Startup Ecosystem SAGA」のキックオフイベントやデモデイ等）への出席等に要する費用を含むものとする。
- (8) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県産業 DX・スタートアップ推進グループに対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。
- (9) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を順守しなければならない。
- (10) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県産業労働部産業 DX・スタートアップ推進グループと受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、佐賀県産業労働部産業 DX・スタートアップ推進グループの職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (11) 本事業のプログラム参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (12) 他企業からの協賛を受けて事業を実施することも可能とするが、その場合、協賛企業

に対して参加者の個人情報を提供しないこと。

- (13) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた
と佐賀県産業労働部産業 DX・スタートアップ推進グループが判断した場合には、佐賀県
労働部産業 DX・スタートアップ推進グループの指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損
なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。
なお、具体的な内容については、受託者と佐賀県産業労働部産業 DX・スタートアップ推
進グループの協議によることとする。